

○総務省令第七十三号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第二項の規定に基づき、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十日

総務大臣 村上誠一郎

閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令

（閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部改正）

第一条 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、

これを加える。

改正後	改正前
(定義) 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 「一〇二 略」 二の二 カバー付ヘッド ヘッドにカバーを取り付けたものをいう。 「三・四 略」 五 標示温度 ヘッドが作動する温度又はカバーが離脱する温度としてあらかじめ該ヘッド又はカバーに表示された温度をいう。 「六〇十 略」 (ヘッドの構造) 第三条 「略」 (カバーの構造) 第三条の二 カバーの構造については、前条第一項第四号の規定を準用するほか、次の各号に適合するものでなければならない。 一 ヘッドが作動する前に確実に離脱し、かつ、離脱時にヘッドの機能に悪影響を及ぼさないこと。 二 ヘッドに確実に取り付けることができること。 2 作動状態を報知する機能を有するカバーに用いる部品は、次の各号に適合するものでなければならない。 一 配線は、十分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。 二 カバーの離脱を報知する信号のための接点（以下「接点」という。）は、腐食するおそれがなく、かつ、その容量は、最大使用電流に耐えること。 三 接点の動作を容易に確認できる措置を講じること。 (材質) 第四条 ヘッド及びカバーの材質は、次の各号に適合するものでなければならない。 「一〇三 略」 (強度試験) 第五条 「略」 「2・3 略」 4 カバーは、第一項の表の上欄に掲げる標示温度の区分に応じ同表下欄に掲げる試験温度又は標示温度より十五度低い温度のいずれか低い温度に三十日間放置した後、機能に異常を生じないものでなければならない。 (ワックスヘッドの強度試験) 第五条の二 ワックスによるコーティングを施したヘッド（第一号において「ワックスヘッド」という。）は、次の各号に適合するものでなければならない。	(定義) 第二条 「同上」 「一〇二 同上」 「新設」 「三・四 同上」 五 標示温度 ヘッドが作動する温度としてあらかじめヘッドに表示された温度をいう。 「六〇十 同上」 (構造) 第三条 「同上」 「新設」
「新設」 第四条 ヘッドの材質は、次の各号に適合するものでなければならない。 「一〇三 同上」 (強度試験) 第五条 「同上」 「2・3 同上」	「新設」 第四条 ヘッドの材質は、次の各号に適合するものでなければならない。 「一〇三 同上」 (強度試験) 第五条 「同上」 「2・3 同上」

一 ワックスヘッドを次の表の上欄に掲げる標示温度の区分に応じ同表下欄に掲げる試験温度に九十日間放置した後、ワックスに割れ、剥がれ又は流動が生じないこと。

標 示 温 度 の 区 分		試 験 温 度
五十七度以上七十八度以下		三十八度
七十九度以上百二十度以下		六十六度
百二十一度以上百六十二度以下		百七度
百六十三度以上二百三度以下		百四十九度
二百四度以上二百五十九度以下		百九十一度
二百六十度以上三百一度以下		二百四十六度

二 前号の試験後、第十二条の規定に適合すること。

三 金属又はガラス製で蓋のない円筒容器に、五十ミリリットルのワックス試験片を置き、第一号の表の上欄に掲げる標示温度の区分に応じ同表下欄に掲げる試験温度で加熱器に九十日間放置し、七日ごとに二時間から四時間放冷した場合、ワックスに割れ又は剥がれが生じないこと。

四 前号の試験後、当該試験片の質量は試験前の質量の五パーセントを超えて減少しないこと。

〔振動試験〕

第九条 ヘッドは、全振幅五ミリメートルで毎分千五百回の振動を三時間加えた後、部品が離脱することがなく、かつ、二・五メガパスカルの圧力を五分開加えても漏水しないものでなければならぬ。

〔作動試験〕

第十一条 ヘッドを液槽内に入れ、当該ヘッドの標示温度より十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で温度上昇させた場合にヘッドの作動する温度の実測値は、その標示温度の九十七パーセントから百三パーセントまで（ガラスバルブを使用しているヘッドにあつては、九十五パーセントから百十五パーセントまで）の範囲内でなければならない。

2 〔カパー付ヘッドを液槽内に入れ、当該カパー付ヘッドのカパーの標示温度より十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で温度上昇させた場合にヘッドが作動する温度及びカパーの離脱する温度の実測値は、当該ヘッド及びカパーのそれぞれの標示温度の九十七パーセントから百三パーセントまで（ガラスバルブを使用しているヘッドにあつては、九十五パーセントから百十五パーセントまで）の範囲内でなければならない。この場合において、カパー

〔振動試験〕

第九条 ヘッドは、全振幅五ミリメートルで毎分千五百回の振動を三時間加えた後、二・五メガパスカルの圧力を五分開加えても漏水しないものでなければならない。

〔作動試験〕

第十一条 ヘッドを液槽内に入れ、当該ヘッドの標示温度より十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で温度上昇させた場合にヘッドの作動する温度の実測値は、その標示温度の九十七パーセントから百三パーセントまで（ガラスバルブを使用しているヘッドにあつては、九十五パーセントから百十五パーセントまで）の範囲内でなければならない。

〔新設〕

に接点を有するものにあつては、離脱時に信号を発するものでなければならない。

3|| 「略」

4|| 「略」

(感度試験)

第十二条 ヘッドは、次の表の上欄に掲げる標示温度区分及び同表中欄に掲げる種別に応じ、同表下欄に掲げる試験条件で水平気流に投入した場合において、次の式により算出される時間以内で作動するものでなければならない。

「表略」

$$t = r \times \log_e \left(1 + \frac{\theta - \theta_r}{\delta} \right)$$

t 作動時間(秒)

τ 時定数(秒) 一種のものにあつては五十(有効散水半径(以下「r」という。)

二・八のものにあつては四十、二種のものにあつては二百五十

θ ヘッドの標示温度(度)

θ_r 投入前のヘッドの温度(度)

δ 気流温度と標示温度との差(度)

2|| カバー付ヘッドにあつては、前項の試験を行った場合、カバーはヘッドの作動より早く離脱し、カバーに接点を有するものにあつては、離脱した旨の信号を発するものでなければならない。

(散水分布試験)

第十四条 ヘッドの散水分布は、○・一メガバ斯卡ルから一メガバ斯卡ルまでの範囲の放水圧力で放水した場合、次の各号に適合するものでなければならない。

一 標準型ヘッド(小区画型ヘッドを除く。)は、別図二に示す散水分布試験装置を使用して各採水ますへの散水量を測定した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。

イ ヘッドの軸心を中心とする同心円上の各採水ますの採水量の平均値の分布曲線が、r

二・三のものにあつては別図三に、r二・六のものにあつては別図四に、r二・八のものにあつては別図四の二に示す散水分布曲線より上にあること。

ロ 全放水量の六十パーセント以上が、r二・三のものにあつてはヘッドの軸心を中心と

3|| 「同上」

「同上」

(感度試験)

第十二条 「同上」

「同上」

$$t = r \times \log_e \left(1 + \frac{\theta - \theta_r}{\delta} \right)$$

t 作動時間(秒)

τ 時定数(秒) 一種にあつては五十、二種にあつては二百五十

θ ヘッドの標示温度(度)

θ_r 投入前のヘッドの温度(度)

δ 気流温度と標示温度との差(度)

「新設」

(散水分布試験)

第十四条 「同上」

一 標準型ヘッド(小区画型ヘッドを除く。)は、別図二に示す散水分布試験装置を使用して各採水ますへの散水量を測定した場合において、ヘッドの軸心を中心とする同心円上の各採水ますの採水量の平均値の分布曲線が別図三(有効散水半径(以下「r」という。)

二・三のものに限る。)又は別図四(r二・六のものに限る。)に示す散水分布曲線より上にあり、全放水量の六十パーセント以上がヘッドの軸心を中心とする半径三百センチメートル(r二・三のものに限る。)又は半径三百三十センチメートル(r二・六のものに限る。)の範囲内に散水し、かつ、同心円上の各採水ますの採水量の差が少ないものであること。

「新設」

「新設」

する半径（以下このロにおいて「半径」という。）三百センチメートル、 $r_{2.6}$ のものにあつては半径三百三十センチメートル、 $r_{2.8}$ のものにあつては半径三百六十センチメートルの範囲内に散水し、かつ、同心円上の各採水ますの採水量の差が少ないものであること。

〔二・三 略〕

〔2・3 略〕

（表示）

第十五条 ヘッドには、次の各号に掲げる事項を、その見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

〔一・二 略〕

三 標示温度

〔四・五 略〕

六 $r_{2.6}$ のものにあつては「 $r_{2.6}$ 」、 $r_{2.8}$ のものにあつては「 $r_{2.8}$ 」

七 小区画型ヘッド（水道連結型ヘッドを除く。）にあつては、「小」又は「S」及び流量定数K

八 水道連結型ヘッドにあつては、「W」、流量定数K及び〇・〇五メガパスカル又は放水量が毎分三十リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値

2|| ヘッドには、前項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる標示温度の区分に応じ同表下欄に掲げる色別をその見やすい箇所及び作動後においても確認できる箇所に容易に消えないように表示しなければならない。ただし、作動後においても識別できる方法で標示温度が表示されているものにあつては、この限りでない。

〔二・三 同上〕

〔2・3 同上〕

（表示）

第十五条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 標示温度及び次の表の標示温度の区分による色別

標 示 温 度 の 区 分							色 別
六十度未満							黒
六十度以上七十五度未満							無
七十五度以上百二十一度未満							白
百二十一度以上百六十二度未満							青
百六十二度以上二百度未満							赤
二百度以上二百六十度未満							緑
二百六十度以上							黄

〔四・五 同上〕

六 $r_{2.6}$ のものにあつては、「 $r_{2.6}$ 」

七 小区画型ヘッド（水道連結型ヘッドを除く。）のものにあつては、「小」又は「S」及び流量定数K

八 水道連結型ヘッドのものにあつては、「W」、流量定数K及び〇・〇五メガパスカル又は放水量が毎分三十リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値

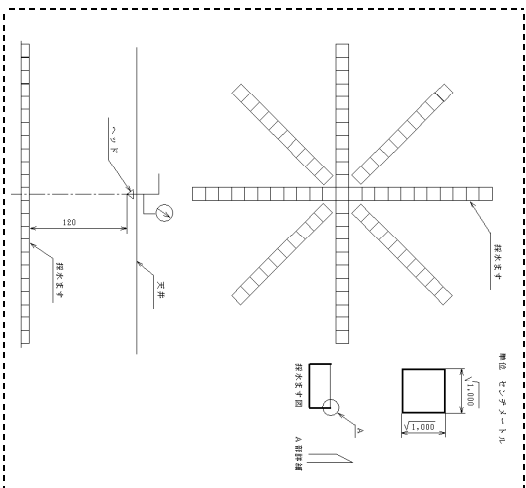
〔新設〕

標 示 温 度 の 区 分	色 別
六十度未満	黒
六十度以上七十五度未満	無
七十五度以上百二十一度未満	白
百二十一度以上百六十二度未満	青
百六十二度以上二百度未満	赤
二百度以上二百六十度未満	緑
二百六十度以上	黄

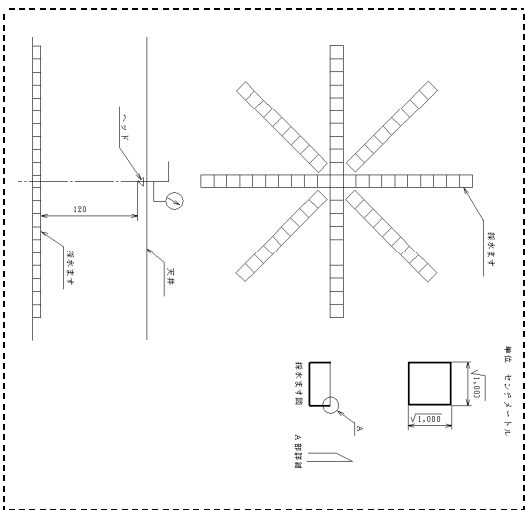
3||
カパーには、標示温度をその見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

〔新設〕

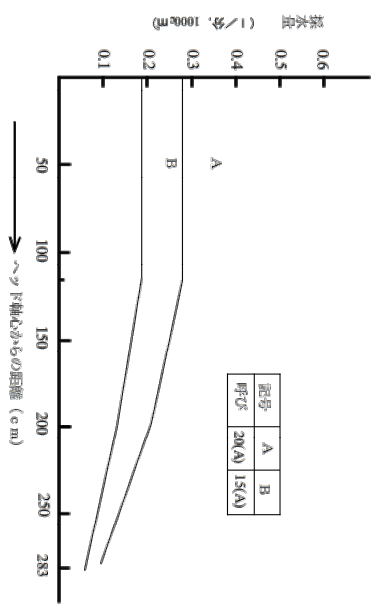
別図 2 標準型ヘッド及びび小区画型ヘッド散水分布試験装置 (第 14 条関係)



別図 2 標準型ヘッド及びび小区画型ヘッド散水分布試験装置 (第 14 条関係)



別図4の2 標準型ヘッド（r 2.8）散水分布曲線（第14条関係）



【解説】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。

(消防法施行規則の一部改正)

第二条 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
(標準型ヘッド等) 第十三条の二 令第十二条第二号イの規定により、同号イの表の下欄に定める距離となるように設ける総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドは、同条第一項第二号から第四号まで及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分(令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部に限る。)に設けるものにあつては開放型スプリンクラーヘッドとし、同条第一項第八号に掲げる防火対象物又は同項第三号、第四号及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物若しくはその部分(令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。)に設けるものにあつては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治省令第二号)第二条第一号に規定する標準型ヘッド(同条第一号の二に規定する小区画型ヘッドを除く。))のうち、同令第十二条の感度の種別(次項、次条第一項及び第十三条の六第一項において「感度種別」という。)が一種であるもの又は同令第十四条第一項第一号の有効散水半径(以下「有効散水半径」という。)が二・三であるものに限る。以下この条、第十三条の五、第十三条の六及び第三十条の三において同じ。)とする。 2 令第十二条第二項第二号イの表の火災を早期に感知し、かつ、広範囲に散水することができスプリンクラーヘッドとして総務省令で定めるものは、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドで感度種別が一種であり、かつ、有効散水半径が二・六以上であるもの(以下「高感度型ヘッド」という。)とする。 〔3・4 略〕 (ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等) 第十三条の五 〔略〕 〔2と6 略〕 7 令第十二条第一項第六号の防火対象物には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、標準型ヘッドにあつては次に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつては前条第三項の規定の例により、設けなければならない。 一 〔略〕 二 スプリンクラーヘッドは、天井又は天井裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める距離となるように設けること。		(標準型ヘッド等) 第十三条の二 令第十二条第二号イの規定により、同号イの表の下欄に定める距離となるように設ける総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドは、同条第一項第二号から第四号まで及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分(令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部に限る。)に設けるものにあつては開放型スプリンクラーヘッドとし、同条第一項第八号に掲げる防火対象物又は同項第三号、第四号及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物若しくはその部分(令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。)に設けるものにあつては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治省令第二号)第二条第一号に規定する標準型ヘッド(同条第一号の二に規定する小区画型ヘッドを除く。))のうち、同令第十二条の感度の種別(次項、次条第一項及び第十三条の六第一項において「感度種別」という。)が一種であるもの又は同令第十四条第一項第一号の有効散水半径(以下「有効散水半径」という。)が二・三であるものに限る。以下この条、第十三条の五、第十三条の六及び第三十条の三において同じ。)とする。 2 令第十二条第二項第二号イの表の火災を早期に感知し、かつ、広範囲に散水することができスプリンクラーヘッドとして総務省令で定めるものは、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドで感度種別が一種であり、かつ、有効散水半径が二・六以上であるもの(第十三条の五第二項において「高感度型ヘッド」という。)とする。 〔3・4 同上〕 (ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等) 第十三条の五 〔同上〕 〔2と6 同上〕 7 〔同上〕 一 〔同上〕 二 〔同上〕	
防火対象物の部分	水平距離	防火対象物の部分	水平距離
厨房その他火気を使用する設備又は器具を設置する部分	は、 <u>一・七メートル(高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算</u>	〔同上〕	<u>一・七メートル(高感度型ヘッド(令第十二</u> <u>条第二項第二号イの表に規定する高感度型</u>

出した距離（同項中Xの値は、〇・七五とする。）（以下		[略]		[略]	
[8・9 略] （スプリンクラー設備の水源の水量等） 第十三条の六 令第十二条第二項第四号の水量は、防火対象物の用途、構造若しくは規模又はスプリンクラーヘッドの種別に応じ、次に定めるところにより、算出するものとする。 一 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドを用いる場合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数（乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備にあつては、当該下欄に定める個数に一・五を乗じて得た個数。以下この号において同じ。）以上であるときにあつては当該同表の下欄に定める個数、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにあつては当該設置個数に、それぞれ一・六立方メートル（ラック式倉庫のうち、等級がⅢ又はⅣのものであつて第十三条の五第五項第四号の規定により水平遮蔽板が設けられているものにあつては二・二八立方メートル、その他のものにあつては三・四二立方メートル）を乗じて得た量とすること。		防火対象物の区分		個数	
令第十二条第一項第一号から第四号まで及び第九号から第十二号までに掲げる防火対象物		令別表第一(四)項に掲げる防火対象物及び同表(十六)項イに掲げる防火対象物のうち同表(四)項の用途に供される部分が存するもの（法第八条第一項に規定する百貨店であるものに限る。）		十五（高感度型ヘッドのうち、有効散水半径が二・六のものにあつては十二、有効散水半径が二・八のものにあつては十一）	
その他のもの		地階を除く階数が十以下の防火対象物		十（高感度型ヘッドのうち、有効散水半径が二・六のものにあつては八、有効散水半径が二・八のものにあつては七）	
地階を除く階数が十以上の防火対象物				十五（高感度型ヘッドのうち、有効散水半径が二・六のものにあつては	
				十二）	
ヘッドをいう。以下この条及び第十三条の六において同じ。）にあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は、〇・七五とする。）（以下		[同上]		[同上]	
[8・9 同上] （スプリンクラー設備の水源の水量等） 第十三条の六 [同上]		防火対象物の区分		個数	
[同上]		[同上]		十五（高感度型ヘッドにあつては、	
[同上]		[同上]		十（高感度型ヘッドにあつては、	
[同上]		[同上]		八）	
十五（高感度型ヘッドにあつては、				十二）	

備考 表中の「」の記載は注記である。	〔二〕五 略	〔二〕五 略	〔略〕	令第十二条第一項第六号及び第七号の防火対象物	〔略〕	〔略〕	十二、有効散水半径が二・八のものにあつては十一
備考 表中の「」の記載は注記である。	〔二〕五 同上	〔二〕五 同上	〔同上〕	十五（高感度型ヘッドのうち、有効散水半径が二・六のものにあつては十二、有効散水半径が二・八のものにあつては十一）	〔同上〕	〔同上〕	十二

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている閉鎖型スプリンクラーヘッドに係る型式承認は、改正後の閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。